



19年度上期の活動状況を報告します

昨年の8月2日に町内で発生した空き巣事件以降、わが2丁目は1年間空き巣、忍び込み、居空き等の侵入盗事件は皆無で推移しております。これは会員皆様の防犯意識の高まりが大きな力になっていると思います。しかし周辺地区では6月に1・3・6丁目で車上あらしが5件発生、7月には1丁目に空き巣が入り、また8月に宮ノ台で空き巣が2件発生するなど事件が続いております。

2丁目も4月に車の部品盗難が1件ありました。警察に照会しても個人情報保護法が壁になって詳しい事は分かりません。警察の届けを出すと同時にまちを守る会にも情報がいただける仕組みづくりが必要でしょう。



● ちびっこパトロールを7月20日から8月25日まで20回行い、22名、延べ101名の参加がありました。道でお会いするみなさんから「ごくろうさま」「ありがとう」などの言葉を頂き、ちびっ子たちは喜んでパトロールすることができました。

- ちびっこパトロールは子ども会会員を中心に幼稚園児、および祖父母のところに遊びに来ている子ども達にも参加してもらいました。
- ちびっこパトロールの活動は、8月17日付「佐倉よみうり」紙、8月27日からのケーブルネット296のニュースで紹介されました。夏休みの良い思い出になったことでしょう。

自動車盗難の被害に遭わないために

平成18年度中、千葉県内では4287件の自動車盗が発生し、全国で2番目に多い件数となりました。

この件数は、1日あたり約12台が盗まれた計算になります。盗難車は、海外に売却されたり、犯罪に使用されていることがあります。それでは被害に遭わないためには、どんなことに気をつければよいのでしょうか。

短時間でも必ず施錠する。

コンビニなどで短時間の買い物をするときでも、キーを抜いてドアロックをしてください。施錠をしなかったために被害に遭う件数は多いのです。

防犯上安全な場所に駐車する。

路上や空き地に駐車するのはやめ、例えば月極め駐車場に駐車する。駐車場を選ぶときには周囲からの見通しや夜間の明るさが確保されているかなどを確認しましょう。車に防犯機器を取り付ける。



イモライザ、ハンドルロック、警報装置などの取り付けも検討してみてください。「自分の車は狙われない」と考えるのはやめましょう。

自転車の正しい乗り方

自転車は、道路交通法では「軽車両」と位置づけられていることをご存じですか？本来であれば車と同じように、自転車も車道を走らなければならないのですが、車が自転車を巻き込む事故が多発したため、道路交通法では暫定的に、自転車が歩道を走ることが許されてきました。しかし、最近では歩道を走る自転車の交通ルール違反やマナーの悪さが問題になってきており、道路交通法の見直し論議が高まっています。

自転車は車両ですから、飲酒運転や信号無視など道路交通法に違反した場合は当然、懲役刑や罰金刑などが科せられることとなります。以下に、現行法でどのような罰則規定があるのかを挙げておきますので、自転車に乗られる方は十分注意してください。

懲役3年以下または50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">酒酔い運転
懲役3ヶ月以下または5万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">信号無視(手信号も含む)自転車通行止めの場所を走行一時停止無視右側通行(危険回避など、やむをえない場合は除く)踏み切りで一時停止しなかった
5万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">夜間無灯火走行不安定な乗り方(傘差し運転など)右折・左折・進路変更時に合図をしなかった
2万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">2人乗り(16歳以上の運転者が6歳未満の子ども1人を幼児用座席に乗せている場合、および4歳未満の幼児ひも等で背負っている場合は除く)2台以上並んでの走行(道路標識等により並進することができる場合は除く)歩行者の通行妨害自転車道が設けられているのに自転車道を走行しなかった

10月からのパトロール・スケジュール

10月から平日のパトロール時間が変更になりました。(来年3月までの予定です)

平日の防犯パトロール 月曜日、水曜日、金曜日 午後3時半出発

土曜日の防犯パトロール 午後8時出発(パトロールは雨天中止)

スクールガード 月曜日、水曜日 午後1時半出発

金曜日 午後2時半出発(雨天実施)

いずれもピックアップ前に5分前までに集合してください。

パトロールは自治会の活動です。町内探訪のつもりで気軽にご参加ください。